

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

山口県監査委員	江本	郁夫
同	猶野	克
同	古林	照己
同	正司	尚義

令和 7 年度山口県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度山口県内部統制評価報告書について、その審査をしたので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

令和 7 年度山口県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員は、内部統制評価報告書について、山口県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、また、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものとする。

3 審査の実施内容

令和 7 年度内部統制評価報告書について、山口県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「山口県監査委員監査基準」及び「内部統制評価報告書審査実施基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下、「ガイドライン」という。)に基づき、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和 7 年度山口県内部統制評価報告書及び関係資料について、上記 2 及び 3 に基づき審査したところ、知事は、ガイドラインに基づく評価手続に沿って、内部統制の整備、運用の状況について適切に把握し、評価していることを確認した。

また、評価の過程で、知事は、「評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、山口県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていない。」と適正に評価していると認められることから、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果の記載は相当であると判断した。

5 運用上の重大な不備事案に関する意見

県が関与する任意団体での県職員による事務局業務について、運用上の重大な不備があったとの報告があった。

これは、任意団体の事務局業務を担っていた県職員が、当該団体の経費を私的に流用していたもので、県民の県政に対する信頼を著しく損なったものと、厳しく受け止めなければならない。

県が関与する各種実行委員会や協議会等の任意団体（以下「団体等」）は、各種施策を推進するため県と一体となって業務を遂行することも多く、県政運営において県民の信頼を得るためには、こうした団体等における公正・適正な事務執行体制の確立が欠かせないことを考えると、同様の事案を二度と起こさないための対策を講じる必要がある。

県では、把握された本不備事案を受けて、団体等における公正・適正な事務執行に向けた改善の実施や、全職員を対象とした研修などを行ったところであるが、類似事案の発生防止のため、団体等の資金管理について、現在の対応策で十分か検証を行いながら、リスク管理を不断に行う必要があると考える。

県政に対する信頼を回復するため、県及び団体等の公正・適正な事務が執行されるよう、内部統制の一層の強化に努められたい。